

岡山市城東台学区交通安全対策協議会会則

第1章 総則

(組織構成)

第1条 本会は、城東台学区の各種団体等をもって組織する。

(名称・事務局)

第2条 本会は城東台学区交通安全対策協議会と称し、事務局を城東台小学校に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会は、学区内関係各種団体の連携により、学区民の交通安全意識を高めるとともに、交通安全のために必要なる対策を推進する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を推進するために次の事業活動を行う。

- ①交通知識を深めるための講習会、講座等の開催。
- ②交通三悪（無免許運転・飲酒運転・スピード違反）の追放
- ③街頭における交通指導
- ④学校での交通安全教育の協力と推進
- ⑤学区内交通安全対策推進のための、連絡協議会の開催および関係当局への陳情
- ⑥その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 役員

(役員)

第5条 本会に、次の役員をおく。

顧問 1名 会長 1名 副会長 若干名 監事 1名
事務局長 1名 会計 1名

(役員を選出方法)

第6条 役員は次の方法で選出する。

- ①顧問は連合町内会長とする。
- ②会長は顧問の推薦により、年次会において承認を得て決定する。
- ③副会長は会長が指名し、年次会において承認を得て決定する。
- ④事務局長は城東台小学校教頭とし、事務局員は事務局長が指名し、年次会において承認を得て決定する。

2 構成団体からの役員に交代があった場合、後任者が本会の役員を務めるものとする。

(役員任期)

第7条 役員任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。欠員を生じた場合の

補欠役の任期は、前任者の残り期間とする。

第4章 会議

(会議)

第8条 本会の会議は、年次会と執行部会とする。

- 2 年次会はこの協議会を構成する関係団体の役職員をもって構成する。
- 3 執行部会は、会長・副会長・事務局をもって構成する。
- 4 会長は必要に応じて関係者を加えることができる。

第5章 会計

(資金および、会計年度)

第9条 本会の活動資金は、寄付金・補助金・その他をもってこれにあて、会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の改廃

(規約の改廃)

第10条 本規約は、年次会の決議により変更することができる。

(付則)

- 1 本規約は、平成13年10月5日より実施する。
- 2 本規約は、平成24年4月23日に一部改正した。
- 3 本規約は、令和2年4月20日に一部改正した。
- 4 会則第1条の各種団体等とは、次に掲げた各々のことをいう。
連合町内会、西町内会、東町内会、南町内会、フローラル上道町内会
城東台小学校、城東台小学校PTA、上道中学校、上道中学校PTA、
開かれた学校づくり推進委員会、交通安全母の会、主任児童委員、
交通警察協助手